

# 生活支援サービス重要事項説明書

## 1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先

事業者の名称	フリガナ カブシキガイシャティーエスアイ 株式会社T.S.I
事業者の所在地	〒 615-8074 京都府京都市西京区桂南巽町75-4
事業者の連絡先	電話番号 075-393-7177
	FAX番号 075-381-1011
	ホームページアドレス <a href="https://www.t-s-i.jp/">https://www.t-s-i.jp/</a>
事業者の代表者名	代表取締役 北山忠雄

## 2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

事業主体の名称	フリガナ カブシキガイシャティーエスアイ 株式会社T.S.I
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 615-8074 京都府京都市西京区桂南巽町75-4
事業主体の連絡先	電話番号 075-393-7177
	FAX番号 075-381-1011
	ホームページアドレス 有 <a href="https://www.t-s-i.jp/">https://www.t-s-i.jp/</a> 無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 北山忠雄 職名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	サービス付き高齢者向け住宅事業 訪問介護事業 居宅介護支援事業

## 3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先

住宅の名称	フリガナ アンジェスハヂオウジタカオ アンジェス八王子高尾
住宅の所在地	〒 193-0944 東京都八王子市館町559番10
住宅の連絡先	電話番号
	FAX番号
	ホームページアドレス
住宅の管理者名	椎葉晴宣
住宅の開設年月日	2024年12月1日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

#### 4. 生活支援サービスの内容

##### 生活支援サービスに関する方針等

ご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。  
ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。  
なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。

##### 住宅で対応できる医療的ケアの内容

お看取り・終末期医療に関しては、協力医療機関と隨時連携をとりながら対応していきます。  
アンジェス八王子高尾には常勤の看護師がいませんので、常時医療行為が必要な方に関しては、対応できない場合があります。

##### 基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金（税込）	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）		住宅職員の生活支援員が、毎日食事時に本人状況把握・安否確認を行います。 ※提供者：株式会社T.S.I
生活相談		日常生活を送る中で、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について住宅職員がご相談をお受けし、適切なサービスをご提案します。 ※提供者：株式会社T.S.I
緊急時対応	27,500円/月額	各居住部分と共用部分に緊急通報装置設備が設置されており、通報があった場合には、日中の時間【9時～17時】は住宅職員の生活支援員が対応します（応急処置やご家族様への連絡等）。 また、夜間常駐していない時間【17時～翌9時】には、併設事業所職員（住宅職員との兼務）が対応します。 ※提供者：株式会社T.S.I

##### 上記以外の生活支援サービス等

（本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。）

サービスの種類	料金（税込）	（提供内容・方法・提供者）
食事の提供サービス	59,616円/月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食費は月単位での前払い請求となります。</li> <li>・食費：月額59,616円【朝食648円、昼食669円、夕食669円】</li> <li>※金額は全て税込で表記しています。</li> <li>※消費税軽減税率制度における飲食料品の提供については、1食につき税別640円以下で、その累計額が1日1920円に達するまでの食費が該当し、軽減税率（8%）が適用されます。当住宅では、朝食・昼食・夕食の費用が軽減税率（8%）の対象となります。</li> <li>※食事サービスについての詳細は、「食事サービス契約書」をご覧ください。</li> <li>・食事は、住宅内の厨房にて専属の調理員により調理いたします。</li> <li>・各居室への食事の下膳配膳については1回550円となります。</li> <li>・刻み食等の特別食については、1食につき54円の追加料金となります。</li> <li>・キャンセル、変更等は提供される1週間前までにお知らせ下さい。それ以降のキャンセルについては、キャンセル料（実費）が発生してしまいますので、お気をつけ下さい。</li> </ul> <p>※提供者：株式会社T.S.I</p>
入浴、排せつ、食事等の介護サービス	9,900円	<p>生活支援サービスオプションにて介護保険適用外のサービスを受ける事が出来ます。 左記金額はオプションにて排泄介助を1日1回、月計30回提供した場合の概算額であり、サービス提供の一例です。 <math>330円 \times 30回 = 9,900円</math></p> <p>※金額は全て税込で表記しています。</p> <p>※提供者：株式会社T.S.I</p>
調理、洗濯、掃除等の家事サービス	1,100円	<p>生活支援サービスオプションにて介護保険適用外のサービスを受ける事が出来ます。 左記金額はオプションにて、洗濯、清掃（1回15分）を1回ずつ提供した場合の概算額であり、サービス提供の一例です。 <math>550円 \times 1回 + 550円 \times 1回 = 1,100円</math></p> <p>※金額は全て税込で表記しています。</p> <p>※提供者：株式会社T.S.I</p>

健康の維持増進サービス	7,040円	生活支援サービスオプションにて介護保険適用外のサービスを受ける事が出来ます。左記金額はオプションにて、体調不良時の対応を月1回、バイタルを1週間チェックした場合の概算額であり、サービス提供の一例です。 5,500円×1回+220円×7回=7,040円 ※金額は全て税込で表記しています。 ※提供者：株式会社T.S.I
付添・送迎	2,200円	生活支援サービスオプションにて介護保険適用外のサービスを受ける事ができます。左記金額はオプションにて、外出介助（散歩・買い物）を月1回30分提供した場合の概算額であり、サービス提供の一例です。 ※金額は全て税込で表記しています。 ※提供者：株式会社T.S.I

#### 医療連携の内容

協力医療機関  1	名称	そうわクリニック
	住所	神奈川県相模原市緑区東橋本3-18-7
	診療科目	訪問診療・内科
	協力内容	訪問診療の他、24時間連絡体制あり。緊急の場合は相和病院と連携がとれる。
協力医療機関  2	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力内容	
協力歯科医療機関	名称	
	住所	
	協力内容	

## 5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等

生活支援サービス職員		
サービス種類ごとに業務に係る人数を記載してください。	人数	資格・委託先等
生活支援員	1人	介護職員初任者研修課程以上の修了者
夜間の職員体制	常駐の (有)・無)	1人 併設事業所

## 6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法

毎月15日頃に請求書を発行し、入居者様に送付します。振込手数料は入居者様負担となります。

支払方法

毎月23日支払請求分を振込又は口座振替の方法でお支払いいただきます。

## 7. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況

窓口の名称	アンジェス八王子高尾					
電話番号						
対応している時間	平日	9時	0分	～	17時	0分
	土曜	時	分	～	時	分
	日曜	時	分	～	時	分
	祝日	時	分	～	時	分
定休日						

サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応

具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。					
--------	---	--	--	--	--	--

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況

1 あり	実施日	毎年1回、運営懇談会を開催				
	結果の開示	1 あり	2 なし			
2 なし						

## 8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等

外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。 外出の際や外泊時は、食事の有無等の確認もありますので、事前に住宅職員へご連絡いただき、帰宅時間等をお知らせください。
--

共用施設の利用について

食堂	食事の時間以外も、自由にご利用いただけます。	
キッチン	共用キッチンの利用希望については、事前に住宅職員にご相談ください。	

## 9. 契約の解除内容等

入居者からの解約

入居者は事業者に対して、解約する1ヶ月以上の予告期間をもって甲所定の契約解除届を提出することで、本契約を解約することができます（生活支援サービス契約書第9条参照）。	
契約解約時の連絡先	
名称 アンジェス八王子高尾 電話番号	

## 事業者からの解除

事業者は、生活支援サービス契約書第10条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。

- ①利用料等の支払を拒絶し、または利用料等の支払を2ヶ月分以上滞納したとき
- ②利用料等の支払をたびたび遅滞することにより、支払能力がないものと事業者が認め、且つ、かかる遅滞が本契約における入居者と事業者との信頼関係を著しく害するものであると甲が認めたとき
- ③正当な理由なく本サービスの中止をしばしば繰り返したとき
- ④入居者または入居者の家族が、事業者または事業者の従業員に、背信行為や社会通念上逸脱する行為を行ったとき

## 10. 損害賠償責任保険の内容

### 損害賠償責任保険の加入状況

(有)

・ 無

( 三井住友海上火災保険株式会社 )

説明年月日

年      月      日

様に対して、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 株式会社T.S.I

所在地 京都府京都市西京区桂南巽町75-4

代表者名 代表取締役 北山忠雄

説明者氏名

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名